

飲酒運転を防止するための校内ルール

美乃浜学園コンプライアンス推進委員会

本校では、標記について、次のとおり定め、その目的を果たすこととする。

1 酒席に先立って

- ・ 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・ 運転代行での帰宅は原則認めない。やむを得ず運転代行を利用しなければならなくなってしまった場合は、早めに管理職に相談し許可を受ける。また、2次会以降の参加は認めない。
- ・ 飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・ 幹事、管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・ やむを得ず運転代行で帰宅する職員については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・ 幹事、管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・ やむを得ず運転代行で帰宅する職員がいる場合、幹事、管理職等は代行車への乗車を駐車場等で確認する。
- ・ 2次会以降の代表職員は、酒席がすべて終了したことを校長に報告する。（メール等で）

3 対象となる酒席

- ・ 学校全体及び学年会、教科会、複数の有志職員による酒席等

4 プライベートでの飲酒について

(1) 職員自らの取組

- ・ 日常生活での習慣づけで、「つい」や「うっかり」を防止する。
 - ① 休みの日でも教職員（教育公務員）であることを忘れない。
 - ② 翌日運転する予定がある場合は、夜遅くまで飲酒しない。（22:00以降は飲酒しない）
 - ③ 深酒（22:00以降の飲酒）をしてしまった翌日は運転しない。（翌日、朝からの部活動には参加しない）
 - ④ 運転に適した健康状態かどうか確認してから運転する。
 - ⑤ 飲み会の日は車で出勤しない（家族の送迎の協力も）。
 - ⑥ 地域の行事などで飲酒する可能性がある場合は、車で行かない。
 - ⑦ 飲酒するときは、車のキーを持ち歩かない。

5 職員の自己管理を支援する取組

飲酒運転の防止のため、職場全体で、「飲酒運転は絶対に許さない」という機運を盛り上げ、それを組織風土として定着させる。

- ・ 目につくところに飲酒運転防止に関する啓発の掲示をする。
- ・ 職員から申し出があった場合は、管理職が車の鍵の保管を受け付ける。
- ・ 管理職は、職員の健康管理にも気を配る。
- ・ 飲酒運転の危険性や事故の悲惨さについて、被害者の立場に立ち、交通事故撲滅の視点で校内研修等を実施して、意識改革を図る。

6 管理職としての取組

- ・ 飲酒運転の反社会性について、意識の定着を図る。
- ・ 飲酒運転を相互に戒め合う職場の雰囲気づくりを推進する。
- ・ 飲酒運転が他で発生した場合には、職員に知らせ注意を喚起する。